

## 外国送金についてのお願い

平素より、格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当行では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融および制裁違反リスクへの対策に取り組んでおり、外国為替及び外国貿易法（外為法）や米国財務省外国資産管理局（OFAC）の定める経済制裁規制のほか、FATF 勧告の確実な実施のために、お客さまの取引が規制対象取引に該当しないことを確認させていただいております。

つきましては、外国送金の受付時または受付後に「お取引の流れ」「送金の目的」「送金の原資」「お取引相手に関する情報」など送金内容を証明する書類等の提示をお願いし、コピーをご提出いただくことがございます。

また、書類ご提示後や受付後であっても、お取引によっては当行の判断によりおことわりする場合がございます。ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. ご留意いただきたい事項

#### お取引内容の確認について（ご提示をお願いする書類）

書類については、別添の《外国送金受付時の提示書類一覧》をご参照ください。

お取引内容		ご提示いただく書類の例
送金目的	貿易全般	貿易手続きに関する書類 例) 請求書、船荷証券、輸入許可通知証、原産地証明書 など
	不動産購入費用 または賃貸料	不動産売買や賃貸借の契約に関する書類 例) 不動産売買契約書、賃貸借契約書 など
送金原資	給与	給与に関連する公的な書類や入金が確認できる書類 例) 給与明細、源泉徴収票、給与振込口座の入出金明細 など
	物品・サービスの 売上金	売上に関する書類 例) 請求書、取引内容が確認できる書類、契約書 など

- ▶ 外為法に基づき銀行等が行う確認については、財務省 HP「金融機関等で取引を行う皆さまへ～外為法に基づく送金・送金の受領に係る確認について～（リーフレット）」（日本語版・英語版）をご参照ください。

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/gaitame\\_kawase/gaitame/economic\\_sanctions/gaiyou.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/gaiyou.html)

#### 受付できない取引について

外為法や OFAC 規制等で指定されている経済制裁対象者に関連するお取引や国内外の各種法令・規制等に抵触する、または抵触するおそれのあるお取引は受付できません。

##### <制裁対象者との取引>

- 制裁対象者との支払等には、直接又は間接的な関与を問わず、制裁対象者以外の名義（なりすまし）で行われる支払等や実質的に制裁対象者のために行われる支払等（制裁対象者のために、第三者名義で行われる支払等を含む）、制裁対象者が実質的に支配する法人等との支払等を含みます。

##### <外為法関連>

- 北朝鮮、イラン、ロシア・ベラルーシ関連の支払等規制等に関連する取引
- 北朝鮮 IT 労働者が関与する取引
- 特定事業パートナーシップ関連送金に該当する取引

##### <OFAC 規制>

- お取引の当事者(※1)の所在地・関係国・関係地等に、北朝鮮、イラン、キューバ、クリミア地域、ドネツク人民共和国(自称)・ルハンスク人民共和国(自称)が含まれている取引
- 米国政府特定のテロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織等が関与する取引

※1 お取引の当事者とは送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、お取引に関与する銀行、船会社、航空会社、輸送船、航空機、荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者（運営会社）等を指します。また、関係地とは、原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します。

#### その他

- 受付時には取引内容の確認をさせていただくため、**発電は送金ご依頼日の翌営業日以降**になります。
- 送金目的は英語で具体的にご入力ください。

## 2. 主な規制対象取引

外国送金に関連する主な法令・規制は次のとおりです。

### 外為法に基づく支払等規制

#### <制裁対象者との取引規制>

- ・ 外為法で資産凍結等対象者に指定される制裁対象者への支払等（制裁対象者のために、第三者名義で行われる支払等を含む）、制裁対象者が実質的に支配する法人等との支払等

#### <北朝鮮に対する「貿易に関する支払規制」>

- ・ 北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易にかかるもの
- ・ 北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易にかかるもの

#### <北朝鮮に対する「資金使途規制」>

- ・ 「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの

#### <北朝鮮に対する「支払の原則禁止措置」>

- ・ 北朝鮮に住所等を有する個人もしくは北朝鮮に主たる事務所を有する法人またはこれらのものにより実質的に支配されている法人等に対する支払にかかるもの

#### <イランに対する「資金使途規制」>

- ・ 「イランの核活動等に関連する活動」に寄与する目的で行われる取引にかかるもの

#### <ロシア・ベラルーシ関連規制>

- ・ 資産凍結等の措置の対象となるロシア・ベラルーシの団体により、株式の総数又は出資の総額の50%以上を直接所有されている団体が送金受取人となる取引
- ・ ロシアの政府その他政府機関等が発行した証券の取得又は譲渡や、ロシアの政府その他政府機関等による本邦における証券の発行又は募集等のための役務取引
- ・ ロシア・ベラルーシの居住者等に対する輸出禁止措置に関連する技術の提供、ロシア・ベラルーシの特定団体に対する技術の提供、またはロシア・ベラルーシ以外の特定団体に対する技術の提供
- ・ ロシアの居住者等に対する信託業に係る役務取引又は当該者から受託する信託契約に係る支払等
- ・ ロシア法人等に対する会計・監査・経営コンサルタント業・土木建築・機械設計・プラントエンジニアリングに係る労務又は便益の提供にかかる取引
- ・ ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資、ロシア法人等及びロシア法人等に実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係る対外直接投資にかかる取引
- ・ 上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油及び石油製品の購入または輸送に関連する金銭の貸付及び債権の保証にかかる取引

➤ 対ロシア等の制裁は随時情報が更新されますので、財務省 HP「ウクライナ関連情報」をご参照ください。

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/gaitame\\_kawase/gaitame/ukraine\\_info.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/ukraine_info.html)

#### <「法人格のない海外パートナーシップ」の事業活動資金の支払に対する規制>

- ・ 居住者が本邦から外国に向けた支払で、居住者が他の居住者または非居住者と共同で設立する組合その他の団体による外国における特定の業種の事業活動（※2）にあてるための資金の対外直接投資

※2 特定の業種の事業活動とは、漁業（水産動物の採捕の事業）、皮革又は皮革製品の製造業、武器の製造業、武器製造関連設備の製造業、麻薬等の製造業で、事前届出を要する対外直接投資に該当する事業をいいます。

### OFAC 規制

- ・ OFAC は、米国の外交政策、安全保障上の目的から国家の安全保障を脅かす国、地域や特定の個人・団体に対して、取引禁止や資産凍結等の措置を講じており、それらの規制を「OFAC 規制」と呼びます。
- ・ OFAC 規制は、日本国内で受付する外国為替取引についても、米ドル建取引や米国人・米国法人（米国金融機関を含む）、米国居住者が関与する米ドル建以外の通貨による取引も規制対象となります。
- ・ お客様の取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後の取引にも支障が出る可能性があります。

➤ OFAC 規制の詳細はホームページにてご確認ください。（英文）

<https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>